

大分市公共ます設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大分市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が行う公共ますの設置に関し必要な事項を定めることにより、公共下水道の整備促進を図り、もって生活環境の改善に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共ます 大分市公共下水道条例（昭和43年大分市条例第37号）第2条第13号に規定する取付管及び同条第14号に規定する取付ますから構成されるものであって、汚水を公共下水道へ流入させるものをいう。
- (2) 一画地 同一の用途又は利用目的で使用されている土地をいう。

(市が行う公共ますの設置)

第3条 上下水道局は、次に掲げる場合において公共ますを設置する。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 公共下水道を整備する際に、大分市都市計画下水道事業受益者負担金等に関する条例（昭和47年大分市条例第1号）第2条第1項に規定する受益者（以下「受益者」という。）に該当する土地の所有者等から公共ますの設置について依頼があった場合
- (2) 公共下水道を整備した後に、受益者に該当する土地の所有者等から公共ますの設置について依頼があった場合であって、管理者が認めた場合

(設置の基準)

第4条 公共ますを設置する場合における当該公共ますの設置の基準は、次のとおりとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 公共ますを設置する土地は、公共下水道を整備する道路に接する土地であること。
- (2) 公共ますを設置する個数は、一画地につき1個であること。

(3) 公共ますを設置する場合における取付ますの位置は、道路との境界から概ね50cmであること。

(公共ます設置依頼)

第5条 第3条に規定する公共ますの設置を依頼しようとする土地の所有者等は、公共ます設置依頼書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、公共ますを設置する土地が市街化調整区域内にある場合にあっては、公共ます設置要望書（様式第2号）を併せて提出しなければならない。

(維持管理)

第6条 管理者は、第3条の規定により設置した公共ますの維持管理を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、公共ますの設置に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に廃止前の公共ます設置要綱（平成26年12月10日施行。以下「旧要綱」という。）の規定に基づき市長がした決定の処分その他の行為又はこの要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき市長に対して行っている決定の申請その他の行為は、同日以後においては、この要綱の規定に基づき管理者がした決定の処分その他の行為又はこの要綱の規定に基づき管理者に対して行った決定の申請その他の行為とみなす。